

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県職員研修規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和4年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第8号

本 庁

出先機関

富山県職員研修規程の一部を改正する訓令

富山県職員研修規程（昭和43年富山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(5) 分野別研修

第5条第2項中「及びキャリア開発研修」を「、キャリア開発研修及び市町村とのワンチーム研修」に改める。

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

(分野別研修)

第19条 分野別研修は、職員に部局横断的な分野に関する専門的な知識を習得させるために行うものとする。

2 研修所長は、前項の規定による分野別研修の実施について、必要な助言及び協力を行うことができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和4年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第9号

本 庁
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表部局長専決事項の欄第19号中「元気とやま応援寄附金」を「ワクワクとやま応援寄附金」に改め、同欄第20号タ中「第4条第1項第25号アからシまで」を「第4条第1項第23号アからコまで」に改める。

別表第2の1の表知事政策局の項を削り、同表地方創生局の項を次のように改める。

地方創生局	ワンチームとやま推進室	<p>(1) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（以下「特定地域づくり事業推進法」という。）第3条第3項の規定による認定に関するすること。</p> <p>(2) 特定地域づくり事業推進法第9条第2項の規定による認定の取消しに関するすること。</p> <p>(3) 特定地域づくり</p>	<p>(1) 特定地域づくり事業推進法第5条第3項において準用する特定地域づくり事業推進法第3条第3項の規定による変更の認定に関すること。</p> <p>(2) 特定地域づくり事業推進法第6条第5項において準用する特定地域づくり事業推進法第3条第3項の規定に</p>	
-------	-------------	---	---	--

		<p>事業推進法第12条第1項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(4) 特定地域づくり事業推進法第13条第1項及び第2項の規定による適合命令及び改善命令に関すること。</p> <p>(5) 特定地域づくり事業推進法第14条第1項の規定による事業停止命令に関すること。</p> <p>(6) 市町村の起債に係る許可及び協議における同意に関すること。</p> <p>(7) 地方公共団体の組合の設置又は組織、事務及び規約の変更の許可に関すること。</p> <p>(8) 市町村に交付すべき地方交付税及び地方特例交付金の額の算定及び交</p>	<p>よる有効期間の更新に関すること。</p> <p>(3) 特定地域づくり事業推進法第8条の規定による廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 地方交付税及び地方特例交付金の算定に用いた資料の検査に関すること。</p> <p>(5) 市町村の協議会の設置及び機関の共同設置又は規約の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 2以上の市町村にわたる固定資産の価格等の決定及び配分に関すること。</p>	
--	--	--	---	--

		<p>付に関する事。</p> <p>(9) 地方公営企業の経営に関し、関係市町村の申出に対するあつせん、調停及び勧告に関する事。</p> <p>(10) 市町村の設立に係る土地開発公社の設立認可、定款変更認可及び解散認可に関する事。</p> <p>(11) 市町村の財政再生計画の変更の協議に基づく同意に関する事。</p>		
	観光振興室		旅行業約款の許可に関する事。	

別表第2の1の表地方創生局の項の次に次のように加える。

交通政策局	航空政策課	<p>空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可に関する事（空港管理事務所長の専決事項に係るものを除く。）。</p>	<p>空港内で営業する者の許可に関する事（空港管理事務所長の専決事項に係るものを除く。）。</p>	<p>空港管理事務所</p> <p>(1) 空港の運用時間外の空港施設の使用許可に関する事。</p> <p>(2) 空港施設の使用届又は使用変更届の受理に関する事。</p> <p>(3) 空港における換</p>
-------	-------	---	---	---

				<p>算単車輪荷重が30トンを超える航空機の使用許可に関する事。</p> <p>(4) 空港において爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬する行為及び裸火を使用する行為の許可に関する事。</p> <p>(5) 空港内の工作物の設置及び土地、建物等の使用の許可（同一内容で更新するものに限る。）に関する事。</p> <p>(6) 空港内で営業する者の許可（同一内容で更新するものに限る。）に関する事。</p> <p>(7) 空港の構内営業の休廃止届の受理に関する事。</p> <p>(8) 空港制限区域立入証等の交付に関する事。</p>
--	--	--	--	--

別表第2の1の表中

		(6) 職員住宅の入居者の決定に関すること。	
--	--	------------------------	--

を

		(6) 職員住宅の入居者の決定に関すること。	
秘書課		(1) 叙位及び死亡者叙勲の上申に関すること。 (2) 紺綬褒章の上申に関すること。	

に、

		会則の変更の認可に関すること。	
--	--	-----------------	--

を

		会則の変更の認可に関すること。	
行政経営室			首都圏本部 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。 ア 1件50万円未満の諸費 イ 1件500万円未満の負担金、補助及び交付金

に改め、同表経営管理部財政課の項中「元気とやま応援寄附金」を「ワクワクとやま応援寄附金」に改め、同表中

			る使用料の減免に関するすること。
--	--	--	------------------

を

			る使用料の減免に関するすること。
スポーツ振興課			体育施設 次に掲げる県営体育施設の利用時間の変更に関すること。 ア 総合体育センター イ 高岡総合プール ウ 富山武道館 エ 高岡武道館 オ 富山弓道場 カ 福光射撃場 キ スキージャンプ場 ク 漕艇場 ケ 上市カヌー競技場 コ 西部体育センター

に、同表厚生部厚生企画課の項中「子ども支援課」を「こども家庭室」に改め、同項部局長専決事項の欄に次の1号を加える。

(13) 社会福祉連携推進法人に係る認定並びに業務及び財産状況の検査に関すること。

別表第2の1の表厚生部高齢福祉課の項中「子ども支援課」を「こども家庭室」に改め、同表厚生部子ども支援課の項中「子ども支援課」を「こども家庭室」に改め、同項室課長専決事項の欄に次の2号を加える。

(10) 母子保健法による医療機関の指定に関すること。

(11) 児童福祉法（療育の医療の給付に係るものに限る。）及び母子保健法による診療報酬等の額の決定に関すること。

別表第2の1の表厚生部障害福祉課の項中「子ども支援課」を「こども家庭室」に改め、同表厚生部医務課の項出先機関の長専決事項の欄中

行に関すること。 総合衛生学院 非常勤の講師に対する報償費の支出負担行為及び支出命令に関すること。	を	行に関すること。 に改め、同表厚生部健康対
---	---	------------------------------

策室の項中「子ども支援課」を「こども家庭室」に改め、「母子保健法、」、「療育の医療の給付及び」及び「、母子保健法」を削る。

別表第2の1の表厚生部生活衛生課の項部局長専決事項の欄に次の1号を加える。

(24) 愛玩動物看護師法による愛玩動物看護師養成所の指定及び指定の取消しに関すること。

別表第2の1の表厚生部生活衛生課の項室課長専決事項の欄に次の1号を加える。

(28) 愛玩動物看護師養成所指定規則による愛玩動物看護師養成所の変更の承認等に関すること。

別表第2の1の表農林水産部森林政策課の項部局長専決事項の欄第5号中「及び生産森林組合」を「、生産森林組合及び森林組合連合会」に改め、同欄中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第6号の次に次の1号を加える。

(7) 森林組合及び森林組合連合会の分割の認可に関すること。

別表第2の1の表農林水産部森林政策課の項室課長専決事項の欄第3号中「及び生産森林組合」を「、生産森林組合及び森林組合連合会」に改め、同欄第4号中「森林組合連合会」を「森林組合及び森林組合連合会」に改め、同欄第5号中「森林組合」の次に「及び森林組合連合会」を加え、同表土木部管理課の項及び道路課の項中「過疎地域自立促進特別措置法第14条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条第2項」に改める。

別表第3の(1)の表中

「	事務				」
	総合交通政策 室の所掌に属 する事務	総合交通政策 室長	主 務 課 長	地方創生局長 があらかじめ 指定する職員	

を

「	事務				」
---	----	--	--	--	---

に改め、同表部長及び危機管理局長の項中「及び危機管理局長」を「、危機管理局長及び交通政策局長」に改める。

別表第3の(2)の表中

「 (知事政策局)					」
首都圏本部長		本部長があら かじめ第1順 位者として指 定する職員	本部長があら かじめ第2順 位者として指 定する職員		
(危機管理局)					

を

「 (危機管理局)					」
-----------	--	--	--	--	---

に、「地方創生局」を「交通政策局」に、

「 公文書館長		主務課長	管理課長		」
---------	--	------	------	--	---

を

「 公文書館長		主務課長	管理課長		」
首都圏本部長		本部長があら かじめ第1順 位者として指 定する職員	本部長があら かじめ第2順 位者として指 定する職員		

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

高岡市赤祖父 211 富山県高岡土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 富山県高岡市戸出町二丁目、戸出町三丁目 地内

使用の部分 なし